

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第1回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和4年(ワ)第12号
期日	令和6年2月20日 午後2時00分
氏名	熊谷章文
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反訛書記載のとおり

以上

(別 紙)

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、

しんじつ の なにごと かく
眞実を述べ何事も隠さず、

また なにごと つ くわ
又何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏名

鷹谷義文



1 (別紙)

2 原告ら代理人松村

3 あなたの生年月日は、いつですか。

4 昭和26年12月8日です。

5 そして、生まれて以来、現在の住所である3643のイに居住してます
6 か。

7 はい。

8 甲第17号証（陳述書）を示す

9 これは、あなたは間違いないということで、署名、押印したわけですね。

10 はい。

11 これの2ページの1の(1)に、昭和32年頃共同水道を敷いたということ
12 が書いてありますね。

13 はい。

14 あなたは、まだ子供だったのに、どうして知ってるんですか。

15 もう小学校に上がっておりましたが、私の父と組合の人たちが総出で、
16 この水道管の配管をしておるところを見ておりました。

17 原告ら作成令和5年8月21日付け第7準備書面の別紙図面を示す

18 これを作成したのは、あなたですね。

19 はい。

20 それで、今言った昭和32年頃、共同水道を敷設したという住戸は、どの範
21 囲ですか。

22 ここでオレンジ色で囲ってある、丸で囲ってあるところであります。

23 ①と書いてあるところですか。

24 はい、そうです。

25 それで、あなたのおうちはどこなんですか。

26 この図面ではちょっと見づらいんですが、このオレンジ色で囲ってあ

1 る右端に、これ長者屋敷という遺跡がありますが、この長者屋敷が、
2 私のうちです。

3 それで、水源として、共同水道の水源としては、暗がり沢なんて書かれてま
4 すけれども、その暗がり沢というのは、この図面でいくと、どこら辺なんで
5 すか。

6 このオレンジ色の左側の端に、杉建築と書いてあります。これ住宅な
7 んですが、この少し上方の沢になります。

8 それと、その共同水道は、その後どうなったんですか。

9 水源が渴水しました。

10 いつ頃、どうしてたんですか。

11 昭和42年頃だと思いますが、中央道恵那山トンネルの予備トンネル
12 工事が原因で、渴水をいたしました。

13 それで、その共同水道は、その後どうなったんですか。

14 道路公団が新しい水源を探して、新たに敷設してくれるという話にな
15 りました。

16 そのいきさつは、甲第17号証の陳述書の2ページの（2）に書かれてると
17 おりですね。

18 はい。

19 それで、（2）の下を見ると、更に共同水道を利用していた人以外も、公団
20 の設けた水道を使うようになったと書いてありますけれども、そのとおりな
21 んですか。

22 はい。

23 これで、その新たに水道を利用するようになった人々は、どこなんですか。

24 オレンジ色で細長く囲った下に、紺色だと思うんですが、囲った範囲
25 であります。そこの住居の人たちです。

26 そうすると、①のところのオレンジ色は、共同水道だったわけですね。

1 はい。

2 そして、この図面でいう下のところの人たちも、一緒に利用するようになつ
3 たということですか。

4 はい。

5 そして、その水源は、千代の沢と書いてありますけれども、千代の沢という
6 のは、どこなんですか。

7 この図面の左端に、水源地、先ほど言った水源の左端からもっと左上
8 の方にあります。

9 じゃあ、この図面には載せられない左上ということですね。

10 はい。

11 乙第1号証（文献 阿智村誌下巻）を示す

12 それの230ページという書かれてるところです。ここに、表が出てますけ
13 れども、これを見ると、園原簡易水道は国庫補助付き等で設けられたよう
14 記載されてるんですけども、あなたが先ほど言った公団が施工したとい
15 のとどういう関係になるんですか。

16 園原全域、いわゆる園原全員の住戸に水道を敷設するとなると、簡易
17 水道として、県の許認可が必要になります。それで、村が事業主体と
18 なって、県に申請を行いまして、それで、国の補助金と村の補助金等
19 で支払ってということが書かれてるものだと思います。

20 そうすると、いわゆる園原簡易水道と言われてるところに、公団からのお金
21 は出てないんですか。

22 いわゆる、国庫補助金と村の補助金以外の工事代金に補償費としてあ
23 てがわれた、いわゆる村に支払われてると思います。

24 公団から出た、それで賄われてるわけですね。

25 公団から出ております。はい。

26 乙第22号証の2（照会申出書への回答について）を示す

- 1 4枚目に、補償契約書というのがありますね。
- 2 はい。
- 3 これで、580万円が公団から支払われると記載されておりますけれども、
- 4 この公団から支払われた580万円は、どうなったんでしょうか。
- 5 村の一般財源に組み入れられて、それで村と国の補助金以外の事業費
- 6 に支払われたと考えております。
- 7 乙第32号証（昭和47年度阿智村一般会計補正予算（第7号））を示す
- 8 乙第32号証の村の一般会計ですけれども、その3枚目に、下の方に寄附
- 9 金というところに、580万円が書かれてますね。
- 10 はい、書かれてます。
- 11 そうすると、これが先ほどの乙第22号証の2の補償契約書の580万円と、
- 12 金額が一致してますね。
- 13 一致してます。
- 14 そうすると、この給付金の580万円は、元は何なんだと考えますか。
- 15 これ、道路公団の補償費だと思います。
- 16 乙32号証の4枚目を示します。これの上に、簡易水道整備費というものが書
- 17 かれておりますけれども、それでまず上に、国庫補助詳細の相關金というも
- 18 のが書かれておりますけれども、これは何ですか。
- 19 これは、580万円の金額で支払われた、そのお金があてがわれたと
- 20 考えます。
- 21 じゃあ、580万円から支払われたというふうに考えられるわけですか。
- 22 はい。
- 23 繰り出し金の105万円というのは、何ですか。
- 24 これは分かりません。
- 25 地元負担金じゃないですか。
- 26 いや、地元は一銭もお金払っておりません。

1 いや、違います。これがあてがわれてるというのは、105万円を支出され
2 てるというのは、先ほど示した地元負担金。じゃあ、もう一度、撤回します。

3 乙第1号証を示す

4 乙1号証の先ほどの230ページを示します。ここで、地元負担金105万
5 円ってありますね。

6 あります。

7 それは、園原部落で支払ったことはありますか。

8 ありません。

9 そうすると、これが先ほどの乙第32号証の4枚目の繰り出し金105万円
10 と、金額一致してますね。

11 はい。

12 そうすると、この地元負担金105万円は、どこから出たというふうに考え
13 られますか。

14 先ほどの580万のうちから支払われたと考えます。

15 それで、昭和47年に道路公団によって水道が敷かれた後、それ以降につい
16 ては、甲第17号証の3ページの2(1)の下で書かれてるとおりですね。

17 はい。

18 原告ら作成令和5年8月21日付け第7準備書面の別紙図面を示す

19 それで、先ほどの、ついでに聞いていきますけれども、第7準備書面の別紙
20 図面で、道路公団の水を共同水道の家と、更にその下のところで利用するよ
21 うになったと、ここに書いてありますけれども、この図面で②、③、②は農
22 協などが書かれてて、③は郵便局などが書かれてますけれども、これはどう
23 いうことなんですか。

24 ②は農協とか診療所、あとは森林組合等の施設、③は郵便局なんです
25 が、これは恵那山トンネルの工事場所にもともとあったところで、道
26 路公団が、この場所に移転させております。そこでは、②の方では、

1 先ほど話しました予備トンネルの工事から、かなり多くの出水があり
2 まして、その出水を利用して、②のところには共同水道が敷かれてお
3 りました。それで、③のところの郵便局のあるところは、この川上の方に③と書いてある赤丸の上側というか、端上の方のところに沢があ
4 りまして、そこを集水池にしまして、そこから共同水道として、郵便
5 局等に配管されておりました。

6 それで、それが結局最終的には、どうなったんですか。

7 園原簡易水道を完成したのは、47年の10月なんですが、その完成
8 した後、配水管の末端から②の共同水道のところに延長されて、接続
9 されております。③の郵便局のところについては、昭和60年の3月
10 に恵那山トンネルの第2トンネルの完成がされてるんですが、その前
11 の年の59年に、その工事の完了に伴い、同じように園原簡易水道の
12 末端から延長されて、郵便局のところまで接続されておりまして、こ
13 れで園原地域全域の園原簡易水道が完成しております。

14 そうすると、この図面でいくと、当初は①の部分の住戸が使われてたけれど
15 も、その後②、③の郵便局や農協も、昭和47年に敷かれた水道が使われる
16 ようになったということですか。

17 はい、そのとおりです。

18 そのいきさつは、甲第17号証の最後の方、12ページに書かれてるわけ
19 ですね。

20 はい。

21 それで、昭和47年に道路公団が水道を敷いたとなってるけども、あなたの
22 家では、水道料金は支払ってたんですか。

23 支払っていません。

24 どうして、支払わなかつたんですか。

25 もともと共同水道でありまして、それで、ほかの人たちまで合わせて、

1 部落の道路公団が補償で作ってくれるということの中で、その後の園
2 原水道の管理も、部落に任されて、園原部落長が管理しておりました。
3 ですから、水道料金は、そういう理由で支払っておりません。

4 いわゆる園原部落と言われる中の、あなたのうち以外の住戸で、水道料金を
5 昭和47年以降に支払っていたというのは聞いたことがありますか。

6 私は聞いたことがありません。

7 甲第17号証を示す

8 4ページの第3項を示します。水道料金を支払うようになりましたね。

9 はい。

10 そのいきさつが、ここに書かれてるとおりですね。

11 はい、そうです。

12 そして、そこで、村から水道料金は徴収するが、維持管理費を精算した半分
13 くらい、部落にまとめて返金するということがここに書かれておりますけれ
14 ども、その説明会に、あなた自身は出席して聞いてるわけですか。

15 はい、聞いております。

16 甲第3号証（園原簡易水道維持管理委託）を示す

17 甲第3号証は、あなたはどうして入手をしたんですか。

18 これは、吉川優議員が、議会の一般質問で使った資料だということで、
19 吉川議員から渡されました。

20 それで、ここに施設管理費と補償費というふうに書いてありますけれども、
21 これの区別は、どういうことなんですか。

22 これ作成したのは、吉川議員の話だと、今久留主総務課長が作成をし
23 たものだという話で聞いておりますが、これは、いわゆる水道料返還
24 金を管理費と補償費に、総務課長が勝手に振り分けた金額だと思って
25 います。

26 それで、平成28年になって、金額が減額されてますけれども、これはその

1 減額するということについての説明は、あなたは聞いていますか。

2 私は一切聞いてません。

3 あなたが、水道料金を支払わなくなったのは、いつからですか。

4 令和2年の2月からです。

5 その理由は、どうしてなんですか。

6 この書類を手に入れてから、平成28年に減額されていた。それで、

7 29年以降、一切返還金が支払われなくなったからです。

8 結局、村の方で水道料の返還金を減らすなり、止めたということで、あなた
9 は払わなくなったということですか。

10 はい、そのとおりです。

11 原告ら代理人木嶋

12 乙第8号証の2(写真)を示す

13 この写真の2枚は、被告のこの裁判での証拠説明書によると、令和2年7月
14 に、あなたの家の前の村道で、被告が水道止水栓設置工事を、被告の職員が
15 やってるのを、被告の職員が撮影したと。撮影したのは、被告職員が撮影し
16 たものであるとのことのようですが、そのとおりですか。

17 そうだと思いますね。

18 あなたは、この工事が行われてるのをいつ、なんで知りましたか。

19 当日ですね。もう妻から、何か工事屋さんが来て、道路掘り返してた
20 よと聞いたので、すぐのぞいたら、一部舗装がやり替えられておりま
21 して、この止水栓の蓋が取り付けられておりました。

22 それで、工事をあなたはずっと見ていましたか。

23 工事はそこまで見てないんですけど、その設置した後、確認しただけで
24 す。

25 原告ら作成令和5年11月24日付け第9準備書面の別紙図面を示す

26 これは分かりますね。

1 はい。

2 作成したのは、誰ですか。

3 私です。

4 今、答弁した乙第8号証の2の止水栓設置工事、これはあなたが作成した図
5 面のどこか示してください。

6 このピンク色の関係が、私の自宅関係なんですが。

7 中ほどの中側の大きな家が、あなたの自宅ですか。

8 はい。右側は倉庫となってますが、ここの後ろに村道があります。こ
9 の後ろの村道の真ん中に、A止水栓ってありますが、この場所であり
10 ます。

11 ここが、乙第8号証の2の。

12 2の写真の場所です。

13 被告が設置した止水栓の場所ですか。

14 はい、そうです。

15 ちなみに聞きますが、この図面の中には青い線が記載されてますが、これは
16 園原水道の配水管ですね。

17 はい、配水本管です。

18 この止水栓を止められると、どういう影響が出ますか。

19 私のうちと、熊谷泰人宅のうちの両方の水道が止まることになります。

20 熊谷泰人さんの今住んでる家は、この図面のどこですか。

21 この右下にあります熊谷泰人宅と書いてあるところになります。

22 じゃあ、ついでに聞きますが、この図面の村道から青い線が、配水管がずっと
23 引き込まれてますね。

24 はい。

25 B止水バルブという記載があって、そこからあなたの家に二つ、青い線が枝
26 分かれしてますね。

1 はい。

2 これは、どういうことですか。

3 このB止水バルブは、私が設置したものであります。

4 いつ設置しましたか。

5 これは熊谷泰人宅ですね。ここに、私のうちの敷地内まで本管が入っ
6 てるものですから、そこの本管から接続するという許可を熊谷泰人が
7 村で取りまして、それでここに止水バルブが必要ということで、私が
8 設けております。ついでに言いますが、そこから左側にあります量水
9 器ってありますが、この量水器までのところの配管も私がやっており
10 ます。もう一つ言わせてもらいますと、B止水バルブから斜め左下に
11 配管がありますが、これも本管です。この本管は、万が一のごみ抜き
12 用の配管として、道路公団が設置してくれたものであります。

13 そうすると、あなたの家の、方角はどっちですか。

14 これは、北がこっちになります。

15 北側の家の外というか、量水器という記載ありますね。

16 はい。

17 この量水器を設置したのは、誰ですか。

18 量水器自体は、村からお借りして、私が設置するんですが、量水器は
19 村が取り付けるということになります。

20 被告村が、取り付けた量水器ということですか。

21 はい。

22 この量水器を通じて、あなたの家では、何のために水道が使われてますか。

23 これは炊事場、お風呂、洗面所、トイレ、もろもろそういう水の関係
24 のところに全部接続されております。

25 そうすると、もう一本斜めに、先ほど道路公団が取り付けたとあなたが供述
26 しましたが、それはあなたの家のどこの部分に接続されてますか。

1 ここに、外流しがあります、その外流しに蛇口が付いておりまして、
2 その蛇口がごみ抜き用の蛇口であります。

3 これは、あなたの家にとって、どういう役割を果たしてるんですか。

4 これは非常時のものですけども、私のうちが末端、いわゆるこの東組
5 では末端なので、それで外で水を使うときに、利用させてはいただい
6 ております、もう一つ温水器にも、この蛇口を利用して、接続して
7 おります。

8 じゃあ、村がA止水栓を村道上に取り付けた目的、趣旨、あなたは知ってま
9 すか。あるいは、何だと思いますか。

10 私が水道料金を払わなかつたことで、その報復で取り付けられたもの
11 と考えます。

12 先ほど言った令和2年2月に、あなたは水道料金の支払をストップしちやつ
13 た。その年の7月に、村はこのA止水栓を付けたんですか。

14 はい。

15 それで、令和2年7月以降、この止水栓が止められたことはありますか。
16 あります。

17 いつですか。

18 令和3年の11月9日でしたかね。

19 そうすると、ここが止められることによって、あなたの家につながっている
20 水道の水は全部止まったと聞いていいですか。

21 そういうことです。

22 乙第8号証の1（写真）を示す

23 これは、やはり被告の証拠説明書によると、この写真は令和3年11月に、
24 あなたの家の前の村道で、水道止水栓を被告職員が撮影したものだというこ
25 とのようですが、そのとおりですか。

26 そうだだと思います。

1 止水栓、この乙第8号証の1の写真に写ってますか。

2 はい。右下に赤くマジックで囲ったところが、この止水栓の蓋です。

3 さっき証言した、A止水栓ですね。

4 そうです。

5 このまえでに写ってる道のような写真が村道ですか。

6 村道です。

7 左側に、家が1戸写っていますが、誰の家ですか。

8 これは、熊谷泰人の旧宅であります。

9 乙第8号証の1に、黒いホース様のものが写っていますね。

10 はい。

11 これは、何のホースですか。

12 私のうちにあるこの止水栓を止めますと、熊谷泰人の宅まで止まつ
13 ちゃうものですから、村は熊谷泰人宅のバイパスとして、この黒パイ
14 ブを取り付けたものであります。

15 村が取り付けたんですか。

16 そうです。

17 原告ら作成令和5年1月24日付け第9準備書面の別紙図面を示す

18 じゃあ、この乙第8号証の1に写っている黒いホース、これはこの図面でい
19 くと、図面には表示されてないですね。

20 はい。

21 大事なことですから聞きますけど、どこからどういうふうに、熊谷泰人宅へ、
22 黒いパイプはつながってるのか、図面で説明してください。

23 このA止水栓の右上にあるのが、熊谷泰人旧宅であります。この黒パ
24 イプは、このA止水栓の熊谷泰人宅の敷地内から接続をされて、その
25 村道をそのままずっと右に走っていきまして、ここに長者の池ってあ
26 りますが、この長者の池、その横にこれ田があるんですが、この田の

1 右端に私道があるんですが、その私道を通って、熊谷泰人宅まで
2 ずっと、この熊谷泰人宅の量水器のところまでぐるっと今度は熊谷泰
3 人宅の裏側を通って、回して、そこで量水器に接続しております。

4 改めて、この図面で、本来の熊谷泰人さんの家に引き込まれている水道の管
5 は、どういうふうに表示されますか。

6 本来のものは、先ほど言ったB止水バルブ、そこから赤線で書いてあ
7 りますが、そこに熊谷泰人宅の水道管と、この赤線がずっと熊谷泰人
8 宅まで。

9 この長い距離の赤線が、B止水バルブから伸びて、田んぼをこう巡って、熊
10 谷泰人新宅の量水器というところまでつながってますね。

11 はい。

12 これが本来の泰人さんの家の水道管ですか。

13 はい、そうです。

14 誰が設置しましたか。

15 これは私です。私の敷地内なので、それで費用は、熊谷泰人が出して
16 おります。

17 A止水栓が止まってしまうと、そこの水も全部止まっちゃうわけですね。

18 そうです。

19 それで、村は泰人さんのために、黒パイプで水を流してやったということで
20 すか。

21 はい。

22 あなたの家では、A止水栓が止められたことによって、水は全部使えなくな
23 りましたね。

24 はい。

25 しかし、現実にあなたの家は、ここで生活してるんでしょ。

26 今もしてます。

- 1 水はどうしますか。
- 2
- 3 どうやって調達しますか。あなたの家で使う水。
- 4 飲み水に関しては、清内路の入り口に清内路のわき水がありまして、
- 5 そのわき水を妻が1週間に2回は、水くみに行っております。
- 6 飲み水は、あなたの妻が週1回。
- 7 週2回ぐらい行っています。
- 8 週2回ぐらい、清内路村から出るわき水を取りに行って、真冬でも真夏でも
- 9 そうですか。
- 10 そうです。
- 11 ずっと令和3年以降、それをやり続けてるんですか。
- 12 はい。
- 13 飲み水以外の生活用水、風呂、トイレ、洗濯、その他その他、たくさんの生
- 14 活用水は、どう調達しますか。
- 15 妻は、この井水の水を利用して、トイレに関しては、井水の水を毎日
- 16 バケツで5杯も6杯も運んで、トイレを使っております。
- 17 井水の水というのは、あなたの家からどのぐらいの距離ですか。
- 18 先ほどのA止水栓の右下にある、このちょっと四角く囲ってあるとこ
- 19 ろが、井水の水くみ場です。
- 20 それは近くなんですか。
- 21 はい。
- 22 每日ですか。
- 23 每日です。毎日5回から6回も。
- 24 それも奥さんの仕事ですか。
- 25 はい。あと、洗濯は2日に1回ずつ、コインランドリーに、妻が駒場
- 26 とか飯田のコインランドリーを利用して、1時間から30分掛けて、

1 往復でその倍ぐらい掛けて、2日に1日は行っておりまして、お風呂
2 は、正直3日に1回くらい、昼神温泉を利用したり、飯田の共同浴場
3 を利用したりして使っております。

4 A止水栓が止められる前は、風呂も洗濯も、全部この水を使って、あなたの
5 自宅内で奥さんがやってたということですか。

6 そうです。

7 裁判官

8 今回原告3名御家族ですが、もともと水道料金を支払う、契約主体だったの
9 は章文さん自身で間違いないですね。

10 いいえ。熊谷、私の父の名前がずっと、このままでした。

11 ただ実際に、水道料金を払っていたのは、お父さんが亡くなられた後は、章
12 文さんでよろしいんですか。

13 はい。

14 それで、令和2年2月から水道料金を支払わないことにしたということです
15 が、これは今回原告となっている奥様の美代子さん、娘さんの美紀さんも了
16 解ということでおよろしいんですか。

17 はい。

18 今日に至るまで、水道料金は一切払ってないということで間違いないですか。

19 水を止められるまでの水道料金ですね。そこはまだ払ってないです。

20 熊谷さんとしてはいろいろ調べて、自分なりの考え方を持って、別件で訴訟、
21 園原部落会が原告になってますが、そちらで横領ということで訴訟も提起さ
れています。そちらはそちらで、今度の3月に判決が出ますけども、それに加
22 えて、こちらの水道料金も支払わない。そこら辺の熊谷さんの、なぜ別件に
23 加えて、こちらでも水道料金を支払わない。そこら辺、どういう御覚悟で、
24 水道料金を支払わないことにしたんですか。

25 覚悟ですか。

26

1 はい。

2 それこそ、横領裁判の方で、常に私は操氏と話合いをして、解決しよ
3 うとしてきました。村長にもやむを得ず、平成28年3月に、その事
4 実をお話しして、それで何とかしていただきたいということをお願い
5 したんですが、1年たっても、その解決に至らなかつたものですから、
6 やむを得ず警察の方に相談しました。そのことの中で、警察の方が調
7 べていただいたところ、契約書が整っている。それで、園原部落に間
8 違いがあつて、園原部落に振り込むようにしましたということの確認
9 が取れたのでというお話を頂いたものですから、それで、園原部落に
10 支払ってくれてるのかどうかということで確認したところ、私はちょ
11 うどそのとき会計だったものですから、28年には振り込まれており
12 ませんでした。そこで、やはり村長と操氏が横領の件を隠蔽するとい
13 う結託をしたんじゃないかという疑いを強く持ちました。それで、そ
14 れを解決するには、村長さんとじかに話し合わなければならぬと。
15 それで、水道料金を支払わなければ、当然、なぜ支払わないかとい
16 うことの中で話合いが持たれるものと考えております、それで実際に
17 5月に、2月に払えないの止めて、村が分かるのはその2か月後な
18 ものですから、それで、村の方から支払えという通知書が来たときに、
19 村長との話合いを求めて、話合いを行いました。話合いを行いました
20 けれども、私は当然操氏の横領の件も含めて、村長と話をしておりま
21 したけれども、村長は一方的に、水道料金を払えと、そういう命令的
22 なことしか、一切話していただけませんでした。それで、そのうちに、
23 いきなり給水停止しますという命令書を持って、私の留守に、妻のと
24 ころへ雨降りの日でしたけれども、持って、これから水道止めますと、
25 そういうことの行為になられたものですから、とにかくちょっと待つ
26 てほしいと。そのお願いで、その命令書と一緒に、村長さんと話合い

1 を持ちました。そしたら、その命令書に、村長印の押印がないとか、
2 内容的に不備があったので、どうしてまだ話し合いの最中に、こんな命
3 令書を出すんですかと、そういうことを話したところ、村長はとにかく
4 水道料金を払ってくれればいいんだと、そういう一方的なお話をだけ
5 で、いや、それでは解決にならないんで、議会も交えて、三者で相談
6 してもらえないですかというお願いをしておりました。お願いをして
7 おりましたけれども、それも一切反故にされて、何の連絡もありません
8 でした。私はやむを得ず、熊谷操氏を横領で訴えました。それが8
9 月、訴状を作ったのが8月12日ぐらいだと思うんですが、そうした
10 ら、そのふた月後に、ふた月もたたないですかね。1か月半後に、い
11 きなり給水停止命令書を持って、阿智村の職員が来て、給水停止にさ
12 れたという、そういう実情になります。

13 水道料金を支払わない、そういうことでもしないと、なかなか村長も取り
14 合ってくれなかつたということなんですか。

15 そういうことです。

16 過去の経緯からすると、確かに、園原部落に住んでた人は、水道じゃなくて
17 井戸水なりを使って、基本的に、水に対してお金を払うという感覚はなかつ
18 たわけですよね。

19 そうです。

20 ところが、日本道路公団の工事で渇水してしまって、水道を使わざるを得な
21 くなつたけども、当然、今まで無料だったんだから、水道料金なんて払わな
22 くともいいだろうと、そういう考えがあつたわけですね。

23 水源が部落の個人の、私らも含めてありましたし、共有の山もありま
24 して、水の権利は私たちがあるということ。それと、部落の水道だから、部落が管理しなさいということで、それで当時の部落長の熊谷千
25 美さんという人が管理を始めておりまして、その辺のところの認識で、

1 園原水道だという認識で、村の水道だという認識は誰も思っておりま
2 せんでした。

3 それで、さっきの矢澤さんの証言にもあったとおり、相当数の人が支払を拒
4 否したり、滞納したりしてたと。

5 拒否というか、請求はなかったんで。

6 請求はなかったんですか。

7 請求はなかったんで、水道料金を払うという意思はありませんでした。

8 現在も、水道料金を支払っていない人というのは、熊谷さん以外に、園原部
9 落でもいらっしゃるんですか。

10 おりません。

11 そこは、熊谷さん以外の人で、今でも払わなくていいという人は、もういな
12 いという理解でいいんですか。

13 ええ、もう世代が変わっておりますし、村というのは役職がそういう
14 ふうになされていましたので、皆さんも水道料金の返還金が部落にな
15 されてるものと思っていらっしゃったわけです。もう世代が変わった
16 人たちは、その話すら知らないんで、誰も疑問に思ってないんですね。

17 甲第10号証（御見積書）を示す

18 給水が停止されて、いろいろ不都合が生じて、自宅を改修しなきやいけな
19 かったという御主張があつて、この見積書が提出されてるんですが、実際に
20 今、この見積書どおりの工事というのは、もうやられたんですか。

21 水が使えない限りは、工事はできないんです。

22 そういうことなんですか。

23 ええ。温水器はもう壊れちゃってるんで。

24 じゃあ、実際には、まだこの見積書に記載の工事は、やってないということ
25 なんですか。

26 ええ、やってないです。

1 じゃあ、給水が停止された後に、いろいろ不都合があるけども、何かしら、
2 御自宅を改修する工事というのは、一切何もまだやってないんですか。
3 やってないです。全て、水道の配管も、正直全部やり替えると駄目
4 なんで、とても水が接続できない限りは、何も手始めできなくて。
5 じゃあ、これは水が通るようになったら、こういう工事をしなければいけな
6 いということですか。
7 ええ、しなければならないんです。

8 9 以上